

使用人兼務役員 の使用人性

管理職とは、一般に会社内の上級職員に対する用語です。「管理職」が使用者・使用人・労働者等のいずれに該当するかは、問題の分野に応じて異なります。

会社では商法によって「取締役」や「監査役」が置かれています。これらの役員は株主総会で選出され業務執行の決定などに関わります。会社との関係は民法の「委任」契約で、従ってこれら役員は労働法上の労働者ではないこととなります。「雇用」契約関係の従業員は管理職を含め労働者ということになります。

ただし、管理職も「人事権をもつ監督的地位にある者」などは、通常の労働組合には加入できません。労働組

合法の定めで、管理職は会社＝使用者の仲間とされているからです。

逆に、工場長や支店長あるいは部長などが、会社の役員を兼ねる場合（使用人兼務役員）のように役員でも代表取締役の指揮命令を受けて会社業務に従事している場合には、その範囲では労働者であり、労働基準法・雇用保険法・労災保険法等の適用を受けます。この場合、報酬は役員報酬と賃金とに分かれると考えられますし、従って、役員を解任されたからといって当然に解雇されるというわけではありません。

法人税法では、役員賞与は損金不算入ですが、使用人兼務役員の使用人相当分に

ついては、損金算入が認められています。使用人兼務役員に対する税法のスタンスは労働基準法準拠といえそうです。

ところが、平成17年3月税制改正の目玉といわれる「教育訓練費控除」では、「教育訓練費」は「使用人」に対して行うものに限るとしており、その使用人には「使用人としての職務を有する役員」を除くとしております。

株式会社の取締役は3名以上でなければならず、小企業では従業員が代表者以外の取締役に名前を連ねることが常態であることを考慮してか、従来の税法では、使用人兼務役員の使用人性が強く意識されていました。しかし、教育訓練費控除ではそれは全く無視されています。

新会社法で、株式会社でも「一人取締役」が可能になったことに歩調を合わせた規定振りに思えるところです。

北方から雁が渡ってきました。始めて見かけた雁を初雁（はつかり）といいます。また、青森の外が浜に「雁風呂」という言葉があります。雁は海上で羽を休めるため三〇センチほどの小枝を口先にくわえて飛来するといわれます。南方へ去ったあとにはたくさん的小枝が残されます。浜の人がその小枝で風呂を焚き、旅人を慰めたという話です。

8日寒露、23日霜降。



天才？ そんなものは決してない。
ただ勉強です。
方法です。
不断に計画しているということです。

（フランスの彫刻家 ロダン）

10月の税務メモ

（国 税）

- 9月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
- 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知（税務署長より）
- 8月決算法人の確定申告
- 18年2月決算法人の中間（予定）申告

11日
17日
31日
"
"

（地方税）

- 9月分個人住民税特別徴収分の納付
- 8月決算法人の確定申告
- 18年2月決算法人の中間（予定）申告
- 個人住民税の普通徴収第3期納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。